

令和2年

第1回北杜市議会臨時会会議録

令和2年5月6日 開会

令和2年5月6日 閉会

山梨県北杜市議会

令和 2 年

第 1 回北杜市議会臨時会会議録

5 月 6 日

令和2年第1回北杜市議会臨時会（1日目）

令和2年5月6日
午後3時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 承認第2号 令和元年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第4 承認第3号 北杜市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第5 承認第4号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第6 承認第5号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第7 承認第6号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第8 議案第40号 北杜市市長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第41号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第42号 北杜市営単独公共住宅条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第43号 令和2年度北杜市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第44号 令和2年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 発議第5号 北杜市議会議員の議員報酬の特例に関する条例について
- 日程第14 発議第6号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書の提出について

2. 出席議員 (21人)

1番	栗谷真吾	2番	池田恭務
3番	秋山真一	4番	進藤正文
5番	藤原尚	6番	清水敏行
7番	井出一司	8番	志村清
9番	齊藤功文	10番	福井俊克
11番	加藤紀雄	12番	原堅志
13番	岡野淳	14番	相吉正一
15番	清水進	16番	野中真理子
17番	坂本静	18番	中嶋新
20番	千野秀一	21番	内田俊彦
22番	秋山俊和		

3. 欠席議員 (なし)

4. 会議録署名議員

14番	相吉正一	15番	清水進
16番	野中真理子		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（23人）

市長	渡辺英子	副市長	土屋裕
政策秘書部長	小澤章夫	総務部長	山内一寿
企画部長	清水博樹	健幸市民部長	浅川辰江
福祉部長	伴野法子	森林環境部長	宮川勇人
産業観光部長	中田治仁	建設部長	仲嶋敏光
教育長	堀内正基	教育部長	中山晃彦
上下水道局長	大輪弘	会計管理者	板山教次
政策推進課長	浅川豪	総務課長	加藤郷志
財政課長	加藤寿	人事課長	小澤哲彦
税務課長	進藤聡	収納課長	日向勝
市民課長	平井ひろ江	福祉課長	山田健二
住宅課長	篠原賢		

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名（3人）

議会事務局長	清水市三
議会書記	津金胤寛
〃	進藤修一

開会 午後 3時00分

○議長（中嶋新君）

本日ここに、令和2年第1回北杜市議会臨時会が招集されましたところ、議員各位には大変お忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

本日の出席議員数は21人であります。

定足数に達していますので、令和2年第1回北杜市議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

最初に、諸報告をいたします。

はじめに、本臨時会に提出する議案につき、市長から通知がありました。提出議案は、承認5件、議案5件であります。

次に、令和2年3月実施分の例月現金出納検査の結果について、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に、4月17日に市の第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議が大会議室において開催され、私と副議長が出席いたしました。

以上で諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（中嶋新君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第86条の規定により、

14番議員 相吉正一君

15番議員 清水 進君

16番議員 野中真理子君

を本臨時会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（中嶋新君）

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第3 承認第2号 令和元年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及び承認を求めることについてから日程第12 議案第44号 令和2年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてまでの10件を一括議題といたします。

市長からあいさつおよび提出議案に対する説明を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

改めまして、こんにちは。お疲れさまでございます。

令和2年第1回北杜市議会臨時会の開会にあたり、あいさつを申し上げます。

本日ここに、市議会臨時会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多忙の中、趣旨を受け止めていただき、ご出席を賜りまして感謝申し上げます。

さて、本来であれば大型連休中のふるさと北杜も大勢の方でにぎわいを見せているところですが、今年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の急速な広がりにより、日々感染者が増加し、終息の兆しが見えていない状況であることから、県と連携し、本市への来訪自粛を強く求めているところであります。

国においては、4日夜、新規感染者を減少させる取り組みが必要なこと、また医療提供体制へのさらなる負荷が生じる恐れがあることから、緊急事態宣言の期限を今月末まで延長する決定がなされたところであり、山梨県においても昨日、その間の緊急事態措置を発表いたしました。

このような中、市民の皆さまも、かつて経験されたことのない不安を抱え、日常生活に不便を感じながらも一人おひとりが感染防止のために、今、できることに精いっぱい取り組んでおられることに対し、感謝申し上げます。

また、最前線の現場で自らや家族の感染リスクを防ぎながら、多くのプレッシャーの中で大切な命を救うため、日々懸命に努力されているすべての医療従事者の皆さまに心より尊敬と感謝の念を表し、市民の皆さまとともにエールを送ってまいりたいと考えております。

さて、感染予防のため不要不急の外出の自粛が続く中、人や物の動きが停滞していることにより、多くの事業者の皆さまの経営状況が悪化し、市内経済への影響も日を追うごとに深刻な状況となっております。こうした状況が今後、長期に及ぶことになれば、その影響は極めて甚大なものになることが想定されます。

このような想定を踏まえると、事業者の皆さまの事業の継続と、その先の回復を確かなものとしていくためには、市と市民、事業者の皆さまが共に同じ方向を向き、一体となった取り組みを進めることが大変重要であることから、市内事業者の皆さまに緊急アンケートを実施し、状況の確認を行ったところであります。

併せて4月24日には、市議会からご提言をいただき、これに沿う形で早急に支援策をお示しすべく検討を進めてまいりました。

今回、国や県における緊急支援策を迅速かつ最大限に活用するとともに、市独自の支援策「支えあい北杜！心がつながる応援プロジェクト」を加え、感染拡大期から終息期、そしてさらなる前進のときに至るまでの未来を見据えた3段階のステップを柱に、元気なふるさと北杜の復活を目指すための支援策がまとまったことから、6月定例会を待たず臨時議会をお願いしたところであります。

なお、この緊急事態に対し、現在、多くの市民の皆さまが不安の中、身を切る思いで生活されている実情に鑑み、その思いを分かち合い、共にこの状況を乗り越えていくため、私をはじめ副市長、教育長の給与を減額することとした次第であります。

いずれ訪れる終息のときに市民の皆さまが希望の光を感じ、未来に夢を持ち、この厳しい局

面を市民、事業者の皆さまと一体となり、「ふんばろう」の合言葉の下、「オール北杜」で乗り越えてまいりたいと考えております。

様々な面において、すべての市民の皆さまが支援から漏れることがないように、万全の体制で臨んでまいりたいと考えております。

次に、提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

提出いたしました案件は、承認案件5件、条例案件3件、補正予算案件2件、合計10案件であります。

はじめに承認第2号から承認第6号までの5案件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

続きまして、条例案件につきましてご説明申し上げます。

議案第40号 北杜市市長等の給与の特例に関する条例の制定についてであります。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う非常事態を市民および事業者の皆さまと共に乗り越えるため、市長、副市長および教育長の給料を減額することから、条例を制定するものであります。

議案第41号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

国の新型コロナウイルス感染症対策本部の方針に鑑み、国民健康保険において新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給することから、必要な事項を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第42号 北杜市営単独公共住宅条例等の一部を改正する条例についてであります。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う単独公共住宅等、入居者の収入への影響に鑑み、入居者の経済状況に合わせた、きめ細やかな対応を行うため、北杜市営単独公共住宅条例ほか3条例について、所要の改正を行うものであります。

続きまして、補正予算案につきましてご説明申し上げます。

議案第43号 令和2年度北杜市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、市民生活や市民事業者の経済活動等に深刻な影響が生じていることに鑑み、感染拡大防止と市民生活や市民経済への影響を最小限に抑えるため、直ちに取り組む必要のある事業について編成したところであり、市民1人一律10万円を支給する特別定額給付金や児童手当の支給対象児童に1万円を支給する子育て世代への臨時特別給付金などを計上しております。

また、市の単独支援策として緊急融資を受けた際の補償料負担の軽減や市商工会に加入している市内事業者に一律5万円の応援金を支給するほか、農業者や飲食店、高齢者や妊婦などに対するきめ細やかな支援のための経費を計上しております。

以上の内容をもって編成いたしました結果、一般会計の補正額は49億5,318万円となり、歳入歳出予算の総額はそれぞれ342億1,706万3千円とするものであります。

議案第44号 令和2年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給するため、保険給付費を増額することから、歳入歳出予算の総額に192万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億3,049万6千円とするものであります。

以上、提案いたしました案件につきまして、ご説明申し上げます。

内容につきましては、このあと担当部長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

市長の説明が終わりました。

○議長（中嶋新君）

日程第3 承認第2号 令和元年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

内容説明を求めます。

浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長（浅川辰江君）

承認第2号 専決処分事項報告の件

令和元年度北杜市白州診療所特別会計補正予算書（第2号）をご覧ください。

本件につきましては、白州診療所において新型コロナウイルス感染症等の影響により1月からの患者数減少に伴い、診療収入の減少が見込まれることから、収入の不足額について基金を繰り入れる必要があり、これに伴う補正予算の編成に緊急を要したことから地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったため、同条3項の規定により報告し、議会に承認を求めるものであります。

1ページをお開きください。

専決処分の日は、令和2年3月23日であります。

なお、歳入歳出予算の総額に増減はありませんので、歳入のみの財源更正を行うものであります。

2ページ、3ページをお開きください。

1款1項外来収入750万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症等の影響により患者数減少に伴う収入減となるため、減額をするものであります。

4款2項基金繰入金750万円の増額につきましては、外来収入の減収を補てんするため、基金を取り崩すものであります。

4ページの歳出は変更ございません。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、承認第2号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長 (中嶋新君)

日程第4 承認第3号 北杜市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

内容説明を求めます。

山内総務部長。

○総務部長 (山内一寿君)

承認第3号 北杜市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

概要書を2枚おめくりいただきまして、承認第3号をお願いいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、北杜市税条例等の一部を改正する条例について専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものであります。

まくっていただいて、専決処分書をお願いいたします。

専決処分の日は令和2年3月31日。

専決理由は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が交付されたことにより、施行日の関係から緊急を要したことから専決処分をしたものであります。

次に、新旧対照表1ページをお願いいたします。

主な改正点について、ご説明申し上げます。

まず、第36条の3の2、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書および36条の3の3、これは2ページの上段にかかりますが、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書、これにつきましては、給与所得者、公的年金等受給者が提出する扶養親族申告書について、単身児童扶養者に該当する場合の記載事項を不要とする旨の改正でございます。

また、第36条の3の3におきましては、単身児童扶養者を申告書の提出する対象者から除く旨の改正をするものでございます。

これに関連しますことで、恐れ入りますが25ページをお願いいたします。

第24条、個人の市民税の非課税の範囲において、単身児童扶養者を個人市民税の非課税措

置の対象者とする規定を削除し、附則の施行期日、第1条、第3条において、これに関連する規定を削除するものでございます。

2ページにお戻り願います。

2ページ、下段の第54条、固定資産税の納税義務者等について、6ページまでかかりますけども、まず3ページ、第4項および第5項、4ページの上段になりますけども、固定資産税の納税義務者について、調査をし尽くしても所有者が明らかとならない場合、使用者を所有者とみなし、あらかじめ使用者へ通知した上で固定資産税を課税することができる旨を規定するものでございます。

次に7ページでございませう。

第74条の3、現所有者の申告でございませう。8ページの上段までとなります。固定資産税の使用者を所有者とみなす制度の拡大によりまして、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記が完了するまでの間、現に所有している者は各号に掲げます事項を申告しなければならない旨の規定を追加するものであります。

次に8ページ、第96条でございませう。たばこ税の課税免除。課税免除事由の関係書類の提出を不要とする旨の規定を追加するものでございませう。

次に11ページ、附則でございませうけども、第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例、そして19ページ、第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例、これらにつきましては、法律の改正によりまして、特例の適用期間が延長されましたことにより、改正するものでございませう。

そのほかの点につきましては、法律の改正により引用条項の改正、そしてずれが生じたことによるもの、また改元による改正、字句の整理でございませう。

以上であります。よろしくご審議の上、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、承認第3号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第5 承認第4号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

内容説明を求めます。

浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長(浅川辰江君)

承認第4号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてをご説明申し上げます。

概要書の次のページ、承認第4号をお願いいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものであります。

2ページをお願いいたします。

専決処分の日は令和2年3月31日。

専決処分の理由は、北杜市国民健康保険税条例の一部改正について、根拠法令である地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、施行日の関係から緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

次に、新旧対照表1ページをお願いいたします。

第2条第2項、ただし書き、国民健康保険税の基礎課税額および同条第4項、ただし書き、介護納付金課税額にかかる賦課限度額の引き上げを行うものであります。

次に、第23条第2号および3号、低所得世帯の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、軽減判定所得の引き上げをそれぞれ行うものであります。

新旧対照表2ページ、附則第6項および第7項に低未利用土地譲渡の特例を加えるものであります。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員

会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

志村清君。

○8番議員(志村清君)

承認第4号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて、反対討論を行います。

条例の改定は、地方税法施行令の一部改正に伴うものですが、第23条の改正については5割軽減、2割軽減など所得基準を引き上げて軽減を拡大するというもので評価できるものですが、第2条改正は高所得者の課税限度額を3万円引き上げて63万円とするもので、平成25年度と比べると9万円もの引き上げになり、負担増には反対です。

そもそも国保税の課税限度額というのは、市町村が独自に制定できるものでありまして、その趣旨というのは当初、借金などを返済するために資産を売却するとかして、一時的に所得が増えたときに、国保税が青天井に跳ね上がらないというために導入されたものです。

安定的に年収で1千万円を超えるなどの高所得者が多い大都市圏と本市では条件が違いますから、対応を変えるべきだと常々主張してきました。

試算では、市内の対象者の国保税額、実際に払う高額所得者の保険料は年間99万円だと説明がありました。所得の約1割が国保税の負担となります。国保税が高くて納めるのが大変というのは、たくさん一時的な収入があった人についての共通の思いだと思います。

コロナ禍の下、不安が増している今では、さらにこういう思いは強いと思われます。国保税額はそもそも国保の加入者間で負担を分け合うのではなくて、国保負担率を大幅に引き上げるように国に求めるとか、溜まっている基金を活用して引き下げるべきだと主張しまして、反対討論とします。

○議長(中嶋新君)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論はありますか。

内田俊彦君。

○21番議員(内田俊彦君)

承認第4号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

まずもって、この根拠は地方税法の改正に基づくものでございます。そして、この内容を見ますと、2割軽減、5割軽減の皆さまは、これは増えていくわけでございます。しかし、1,117万円を超えた場合、この方々については、これは単身になるわけですが、基礎課税額が61万円から63万円となるわけでございます。こういったことを鑑みますと、所得の多い方に少しお願いをするという、私はこういう改正だと理解しております。

よって、低所得者の皆さまは、これによって恩恵がございます。所得の多い方は、もう少し

我慢していただくというような状況にはなりますが、しかし、国民健康保険は、これは皆さま方の国民健康保険税の中から多くを担っているわけでございまして、これをもし改正しない場合、北杜市においては、すでに資産割を廃止いたしまして、1億円から2億円の間で減額がされてしまったわけでございます。

そして、また今回、この地方税法にのらなかつた場合、そういたしますと、やはり国民健康保険の破綻につながるというのが一般的な考えだと思います。

税を北杜市の国民健康保険に入れるということにつきましては、社会保険で保険をされている方たちにとっては、これは不公平感があるということでございまして、逆に青天井で、ここにお金を入れるわけにもいかないと、こういう状況になるわけでございます。

国民健康保険の安定と、そしてある意味、多くの皆さまの税の公平負担を考えていきますと、今回の改正については、やむを得ないということでございます。大変、高額所得者の皆さまには申し訳ないわけでございますが、ご理解いただきながら、これは進んでいくべきというふうには私は考え、賛成といたします。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、承認第4号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、承認第4号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで、議場システム動作確認のため、暫時休憩といたします。

しばらく、そのままお待ちください。

休憩 午後 3時33分

再開 午後 3時33分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

次に日程第6 承認第5号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

内容説明を求めます。

浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長（浅川辰江君）

承認第5号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてをご説明申し上げます。

概要書の次のページ、承認第5号をご覧ください。

地方自治法第179条第1項の規定により、北杜市介護保険条例の一部を改正する条例につ

いて専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものであります。
2ページをお願いいたします。

専決処分の日は、令和2年3月30日。

専決処分の理由は、北杜市介護保険条例の一部改正について、根拠法令である介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担の算定等に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、施行日の関係から緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものであります。

次に、新旧対照表1ページをご覧ください。

第2条第2項、低所得者の保険料軽減強化を図るため、第1段階の被保険者の保険料率について、規定にかかわらず額を減額するものでございます。

併せて第3項、第4項において第2段階、第3段階にある被保険者について、額を減額する規定に読み替えるものであります。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、承認第5号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第7 承認第6号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

内容説明を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

承認第6号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

概要書の次のページをお願いいたします。承認第6号をお願いいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、北杜市税条例の一部を改正する条例について専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

2ページの専決処分書をお願いいたします。

専決処分の日は令和2年4月30日です。

専決理由は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことにより、施行日の関係から緊急を要したことから専決処分をしたものであります。

次に、新旧対照表1ページをお願いいたします。

まず、附則第10条、読替規定でございますけども、固定資産税の課税標準にかかります法律の引用条項の追加であります。

次に、第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合については、地域決定型地方税制特例措置、通称、わがまち特例として新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも生産性の向上に取り組み、新たな設備投資を行う中小企業を支援するため、固定資産税の特例適用対象、これにつきましては、事業用の家屋、構築物を加えまして、課税標準をゼロとする規定を追加するものであります。

次に、第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税について、軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の期間を令和2年9月30日から令和3年3月31日に延長する旨に改めるものでございます。

次に2ページ、第24条、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響から事業等の収入の減少により納税が困難となった場合、無担保、延滞金なしにして徴収を猶予する旨の特例措置の手続きについて、規定を追加するものであります。

施行日は公布の日からとなります。

以上、よろしくご審議の上、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第6号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、承認第6号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長 (中嶋新君)

次に日程第8 議案第40号 北杜市市長等の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

山内総務部長。

○総務部長 (山内一寿君)

議案第40号 北杜市市長等の給与の特例に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

まず、概要書をご覧くださいと思います。

本条例制定の趣旨でございます。

新型コロナウイルスの感染症拡大に伴う非常事態を市民及び事業者の皆様とともに乗り越えるため、市長、副市長及び教育長の給料を減額することから、本条例を制定するものでございます。

議案書の2ページをお願いいたします。

本条例につきましては、第1条から第4条まで、そして附則により構成しております。

まず、第1条では、本条例を制定する趣旨を規定しております。

次に、第2条、市長の給料の特例です。本年6月1日から本年11月27日までの特例期間における市長給料の月額を10%減額する支給減額率を規定しております。

次に、第3条は、副市長及び教育長の給料の特例でございます。特例期間中におけます副市長及び教育長の給料の月額を7%減額する支給減額率を規定しております。

第4条は、市長、副市長及び教育長の期末手当の適用除外の規定であります。

最後に附則におきまして、施行期日を令和2年6月1日と規定するものであります。

以上であります。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長 (中嶋新君)

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第40号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第40号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長 (中嶋新君)

日程第9 議案第41号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長 (浅川辰江君)

議案第41号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

概要書をご覧ください。

趣旨は、国の新型コロナウイルス感染症対策本部の方針に基づき、国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給することから、必要な事項を定めるため、北杜市国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

施行予定日は、公布の日から施行し、令和2年1月1日から適用するものであります。

新旧対照表1ページをお願いいたします。

附則に新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対する傷病手当金の支給に関し、対象者、支給要件、支給額、適用期間、給与等の調整について必要な事項を定めるものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長 (中嶋新君)

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第41号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長 (中嶋新君)

日程第10 議案第42号 北杜市営単独公共住宅条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長 (仲嶋敏光君)

議案第42号 北杜市営単独公共住宅条例等の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

概要書をお願いいたします。

北杜市営単独公共住宅条例等の一部を改正する条例について、この条例は新型コロナウイルス感染症の感染拡大による単独公共住宅等、入居者の収入への影響に鑑み、入居者の経済状況に合わせたきめ細やかな対応を行うため、北杜市営単独公共住宅条例外3条例の一部を改正するものであります。

改正の内容でございます。

家賃の徴収について、北杜市営住宅条例を準用し、減免および徴収の猶予の規定追加するものであります。

準用を規定する条例につきましては、北杜市営単独公共住宅条例、北杜市地域特別賃貸住宅条例、北杜市営子育て支援住宅条例、北杜市営就業者向け定住促進住宅条例の4つの市営住宅

に関連する条例でございます。

施行予定日は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものであります。

新旧対照表の1ページをお願いします。

北杜市営単独公共住宅条例の一部改正でございます。

第10条は、市営住宅条例を準用する規定であります。その中に第16条、家賃の減免又は徴収猶予に関する規定が含まれておりませんので、規定を準用できるよう、新の欄、4行目にありますとおり追加するものでございます。

2ページに北杜市地域特別賃貸住宅条例、3ページに北杜市営子育て支援住宅条例、4ページに北杜市営就業者向け定住促進住宅条例、この3つの条例につきましても同様の改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第42号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第11 議案第43号 令和2年度北杜市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

議案第43号 令和2年度北杜市一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ49億5,318万円を追加し、歳入歳出予算の総額を342億1,706万3千円とするものであります。

次に、歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので、2ページ、3ページをお開きください。

はじめに歳入であります。

15款2項国庫補助金47億2,297万6千円の増額は、市民1人一律10万円を支給する特別定額給付金にかかる給付事業費補助金や児童手当支給対象児童1人当たり1万円を支給する子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金であります。

19款2項基金繰入金2億3,020万4千円は、財政調整基金からの繰入金であります。次に4ページ、5ページをお開きください。

歳出であります。

2款1項総務管理費46億7,476万3千円の増額は、市長、副市長にかかる給料の特例減額のほか市民1人一律10万円を支給する特別定額給付金事業費および市民生活に必要な情報や子どもたちへの学校からの情報を週刊ほくとニュースで放送するためのケーブルテレビ事業費であります。

3款1項社会福祉費1,096万4千円の増額は、高齢者の感染予防と安心な外出支援のためのタクシー券の支給費や障害福祉サービス事業所へのマスク支給費等であります。

同款2項児童福祉費4,969万4千円の増額は、児童手当支給対象児童1人当たり1万円を支給する子育て世代への臨時特別給付金事業や私立保育所に通う児童の給食費を市立保育園と同様に無償とするための私立保育所等給食費補助金であります。

4款1項保健衛生費67万2千円の増額は、妊婦の感染予防と安心な外出支援のため、タクシー券を支給するものであります。

6款1項農業費1,050万円の増額は、新型コロナウイルスの影響により、販売先を失うなど事業活動に支障をきたしている農業者を支援するため、地域ぐるみで行う北杜市産の農産物を中心とした食のドライブスルーや宅配、ネット販売等、農業者が行う新たな販売方法の立ち上げの支援や農業者等の販売情報等の発信のためのホームページ、北杜市産直きずなネットの開設費用等であります。

7款1項商工費2億682万5千円の増額は、新型コロナウイルスの感染拡大を要因とする消費低迷や業績悪化等に苦しんでいる市内事業者を、商工会を通じて支援する市内事業者応援金支給事業費や中小企業者の資金の円滑化と負担の軽減を図るため、県信用保証協会が行う信用保証料の軽減を県と連携して行う中小企業者等信用保証料補助金、外出自粛等により影響を受けている市内飲食店を支援するため、出前を新たに行う際の費用を補助する、おうちで北杜出前支援事業費補助金等であります。

10款1項教育総務費23万8千円の減額は、教育長に対する給料の特例減額であります。

以上であります。よろしくご審議の上、ご議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

反対はありますか。

（ な し ）

ほかに討論はありますか。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

議案第43号 令和2年度北杜市一般会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論をします。

このほど発表された「支えあい北杜！心つながる応援プロジェクト」の第1弾、具体化された補正予算だと理解し、早期に市民に支援が届くことが何より大事であり、事業者への5万円給付や市営住宅家賃、上下水道使用料の6カ月間の徴収猶予、保育料給食費の4カ月間無償化など、いずれも直近の営業や生活の維持に不安を高めている市民に寄り添った独自策として、補正予算の執行に賛成するものです。

マスコミの報道で知るように、県内各市町村とも様々な独自支援策を立てて、現在、報道された範囲では18の市町村かと思いますが、北杜市の方針をこれらの市町村とあれこれ比べて、あれがない、これがないと主張することは現時点ではあえてせずに、6月の定例議会に提出されるであろう第2次ともいえる補正予算に向けて先進例とか、さらに市民の皆さんから寄せられる声を次の補正に反映させるよう求めていきたいと思います。

市長は、4月30日の全員協議会のあいさつで「支援策の財源として一丁目一番地として取り組んできた財政健全化で基金を積み立ててきた。これを最大限活用していきたい。」と述べました。かねてから指摘したように、北杜市の財政調整基金額47億円は、他市と比べても多額です。また全国知事会は、4月18日に1兆円の地方創生臨時交付金について、その総額を大幅に増額することを政府に求め、今月4日には第2弾の補正予算の検討を提案しています。山梨県の交付金は1兆円のうち45億円。県内の市町村、合計で32億円と。町村ごとの額は北杜市を含めて、公表されていませんけれども、国に交付金の増額を知事会のように求めていくと

いうことと併せて、市の基金のさらなる活用も求めたいと思います。

以上が賛成討論の中心点ですが、ただ1点、今回の支援策の目玉ともいえる市内事業者への5万円給付について寄せられた市民の意見もあるので、一言付け加えさせてもらいます。

事業者へのアンケートで、市に望むことの第1位はサービス業、飲食業、小売業、その他農業と製造業、建設業のすべての業種で休業補償の上乗せ、つまり現金給付、これが第1位でした。借金よりも現金給付をという切実な状況を表している結果であり、これに応える施策として5万円の給付がされるのだと理解しています。

そうした中で、喜びの声として、市からの頑張ってという激励の気持ちは届きますと。本当にありがたいという声の一方、商工会の加入、非加入で線引きをするのはおかしいという声も寄せられています。市の見込みでは、これを機会に加入者増があっても15%、383件の事業者には支給がされないこととなります。

今後、取り残される業者が出ないように、さらなる支援制度の見直しや工夫を求めたいと思います。

最後に、後手後手という批判も多い安倍内閣のコロナ対策ですが、今日はそれを論じる機会ではありません。1つだけ紹介すると、テレビの司会者の坂上忍さんが、こう発言していました。「国の対応は、国民に本当に寄り添ってくれている温かみを感じない。逆に地方自治体の人のほうがそういうもの、温かみを感じます。」と、こういう発言をされていて新聞などでも紹介されています。

今後も市長を先頭に、市民に寄り添った支援策を次々と講じていただくことを望みます。

新型コロナウイルスが終息したときに、北杜市では1軒の事業者も、1軒の店も潰れなかったねと、こう言われるようにぜひ頑張っていきたい、また頑張っていたきたいということを重ねて申し上げて、議案第43号への賛成討論とします。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

議案第43号 令和2年度北杜市一般会計補正予算（第1号）につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、2月から始まったわけでございます。本市におきましては、すでに2月の時点で感染拡大対策として、課長会議を開いておりました。そして、その後、その感染拡大を防ぐこととともに、国が、また県が、緊急事態宣言をはじめ山梨県が対策本部を立ち上げたとき、本市においては、すでに対策本部の準備ができたということを聞いております。つまり感染拡大の最初の時期に、本市においてはすでにそれを想像し、すでに手を打っていたということになります。

さて、議会とはいうと、4月15日にやはり感染対策の議会としての対策本部を立ち上げたわけでありまして。そして、様々な調査を個人的にされた皆さんが事務局長に報告をしたり、また常任委員会を中心とした班が会議をしたり、また本部会議も3回されたと。こういう中で、24日には北杜市の議会として提言が出されました。

この提言の内容は8項目にわたりまして、1. 感染症対策については国、県との情報共有と

共に、綿密な連携の下、的確な対応を早急に行うこと。2. あらゆる手段を法令に基づき講じ、市民の安全安心な生活の確保に務めること。3. 経済対策においては、国、県の支援策を確実に早急に実施すること。4. 経済対策においては、国、県の支援策の上乗せと共に、北杜市独自の施策の実施を行うこと。5. 相談窓口を統一し、市民からの問い合わせに対して、詳細に応答できるような窓口の体制を築くこと。6. 医療崩壊を防ぐため、軽症者の受け入れ施設をさらに確保するよう県に要請すると共に、その管理については、設置した施設において感染が拡大しないような万全な体制を取るよう申し入れること。7. SNS等を活用し、市民に対し情報の周知に努めると共に、長期休校中の市内小中高等学校の児童・生徒に対し、オンライン事業を実施すること。8. 以上早期実現の為、情報収集に努めると共に、事業計画策定により、財源を確保し、予算へ反映させるよう務めること。この8項目であります。これについては、私自身も局長のほうに何項目かを提案した経緯もございますが、多くの議員の皆さまが各委員会、班において議論をし、その結論に基づいて出された提言でございます。

市としては、これらの提言を踏まえて、今回の予算案の編成にもなりましたし、今回は大きく分けて給付、この給付にも2通りある。自ら申請する給付もありますし、持続化給付金のように、窓口を通じてというものもございます。そして、ある意味、猶予、そして貸与、貸すということですね、この3つが今回の国の政策であり、そしてこれと同時に進行する中で、北杜市は施策を展開し、今回の予算案になりました。

簡単に言うと、50億円近くの予算の中で多くが一律10万円の給付金が主なものでございます。今日は、ゴールデンウィークの最終日、この最終日にコロナ対策の予算を今、審議をしているということにつきましては、われわれ議会にとっても、そして北杜市にとっても、これは新型コロナウイルス感染に対しまして、これから戦うぞと、こういう意気込みがあるというように思っておりますし、私はその予算だというふうに思っております。

いろいろな、市は市として独自の施策を出しましたが、それには一つひとつ調査をはじめ根拠を持ち、またそれを給付するにあたって、その効果を十分に考えた中の予算だというように私は考えているところでございますし、「支えあい北杜！心つながる応援プロジェクト」、これが1つのキャッチフレーズであり、政策であります。この政策の観点は、拡大感染期、そして終息期、そしてさらなる前進のときと、この3つの時期に施策を打っていくということを発表されております。そしてこれが今、感染拡大期における市の予算だと思っております。

おそらく6月には、さらに感染拡大期か、終息期か、これは分かりませんが、それに基づいた予算が今後出てくるだろうと思っております。

今回の予算の中でも、商工業者におきましては、商工会の加入者に対しまして5万円ということでございます。そして商工会未加入の方には、3分の2を補助するというところでございます。法人においては、加入が1万5千円だと聞いております。つまり1万円の補助。個人事業主は1万2千円。3分の2は4千円であります。その方々たちに、おそらく商工会は入りたいということを願えば、おそらく入会を許可すると思っておりますし、また、その方たちにもすべて商工会の皆さまと同じように、一律5万円の補助も含め、また持続化給付金の窓口としても、個人事業主100万円、法人200万円というような形で、これは推奨してくれると思っておりますし、また貸付制度におきましても、セーフティネットにおける県の信用保証協会のものに関して、丁寧に説明をしていただけるというように、私は確信しているところでございます。

多くの施策を打ち出すときに、窓口がきちっとされていることが大事だと思います。経産省

は基本的に、商工会の窓口を通じるということをすでに案内しております。山梨県の案内をしております。そういたしますと、北杜市は国の施策に連動した、呼応した対応をしてきたわけです。今までにおきましても、国の政策に連動してきた北杜市が、今、基金残高47億円を獲得したのは、それも1つの要因だったというように私は確信しているところでございます。

このたび、基金を崩しながら、市民の皆さまへ、どこへ手厚くするのか、相当悩み、苦しんだことと思います。そういった中で、私としては、議会の提言もきちっと受け入れながら、また多くの市民の皆さまにどうやったら喜んでもらえるか。どうしたら、私たちの自治体において、多くのお金を投下することはなかなか難しい。その中で頑張ろう北杜、頑張ろう、これを応援金として考えていくことにつきましては、私は非常に素晴らしいことだと思っております。

おそらく今は第1弾だと思っております。次が第2弾、そして第3弾というふうに関日から明日へ、未来へ向けて、希望の第一となるよう、北杜市は邁進していくことと確信いたします。

どうか、この予算成立後は着実にこの予算を執行され、多くの皆さまに喜ばれ、そして第2弾目の矢として何をするのかということについては、熟慮に熟慮を重ねて対応してもらいたいと思います。それは、農業者の皆さまには今回、給付という形になっておりません。しかし給付の形を取るための調査費が50万円、盛られております。そういったことの中では、ぜひとも多くのやる気のある皆さん、頑張ろうという皆さんをぜひ応援していただきたいと思っております。

今後の市の政策に期待をいたしまして、賛成といたします。

○議長（中嶋新君）

討論を終結いたします。

これから議案第43号に対する採決を行います。

反対討論はございませんので、お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第12 議案第44号 令和2年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長（浅川辰江君）

議案第44号 令和2年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ192万円を追加し、歳入歳出予算の総額を62億3,049万6千円とするものでございます。

歳入歳出予算の内容をご説明いたします。2ページ、3ページをお開きください。

はじめに歳入についてであります。

4款1項県補助金192万円の増額は、新型コロナウイルス感染症の傷病手当金に対する特別調整交付金であります。

続きまして、4ページ、5ページをお開きください。

歳出であります。

2款6項傷病手当金192万円の増額は、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給するものであります。

説明は、以上であります。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第44号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第13 発議第5号 北杜市議会議員の議員報酬の特例に関する条例についてを議題といたします。

提出者であります議会運営委員長 原堅志君から提案理由の説明を求めます。

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

発議第5号

令和2年5月6日

北杜市議会議長 中嶋新様

北杜市議会運営委員会委員長 原堅志

北杜市議会議員の議員報酬の特例に関する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び北杜市議会会議規則（平成16年北杜市議会規則第1号）第14条第2項の規定により別紙のとおり定めるものとする。

提案理由

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う非常事態を市民及び事業者の皆様と共に乗り越えることを目的に、議長、副議長及び議員の報酬を減額することにより、各種対策に必要な費用の一部を確保し、感染の終息に向けた取り組みを推し進めていくため北杜市議会議員の議員報酬の特例に関する条例を制定するものである。

北杜市議会議員の議員報酬の特例に関する条例

（議長、副議長及び議員の議員報酬の特例）

第1条、令和2年6月1日から令和2年11月27日までの期間に係る議長、副議長及び議員の議員報酬の月額、北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年北杜市条例第50号。以下「議員報酬等条例」という。）第2条の規定にかかわらず、同条に定める月額から、議長については当該月額に100分の7を乗じて得た額を、副議長については当該月額に100分の6を乗じて得た額を、議員については当該月額に100分の5を乗じて得た額をそれぞれ減じた額とする。

（議長、副議長及び議員の期末手当の適用除外）

第2条、前条の規定は、議員報酬等条例第6条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額については、適用しない。

附則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、発議第5号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第14 発議第6号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります相吉正一君から提案理由の説明を求めます。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

大変申し訳ございません。発議の前に、誤字がありましたので訂正をお願いいたします。

3ページをご覧いただきたいと思います。中段、真ん中ですが令和2年6月とありますけども、令和2年5月に訂正をお願いいたします。

それでは、発議第6号について説明をいたします。

発議第6号

令和2年5月6日

北杜市議会議長 中嶋新殿

提出者

北杜市議会議員 相吉正一

賛成者

北杜市議会議員 千野秀一

〃 加藤紀雄

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書の提出について

上記議案を別紙のとおり北杜市議会議規則第14条1項の規定により提出する。

提案理由

新型コロナウイルスによる感染症が急速な勢いで世界的に拡大する中、国内においても東京都をはじめ主要都市部において感染者が拡大する状況にあり、全国に対して緊急事態宣言が出された。

国民は、感染拡大に伴い健康への心配や、感染者の増加に伴う医療体制への不安、一斉休校による児童生徒の学力の低下といったことなどを解消することや、休業が要請されたことなどにより影響を受けた中小事業者等が事業継続するための支援措置や、国民一人ひとりに特別定額給付金が早期に支給されることを求めている。

こうしたことから、国においては新型コロナウイルスに関する更なる対策を講じて頂く必要があることから、意見書を提出するものであります。

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書（案）

昨年12月に発生した新型コロナウイルスによる感染症が急速な勢いで世界的に拡大してきた。

日本国内においても本年1月下旬に感染事例が発生し、山梨県では、3月6日に初の感染者の事例が公表された。山梨県が新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げるのに呼応して、北杜市も速やかに新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、市内の感染症防止に努めると共に、市内において感染事例が発生した場合を想定し対策を講じてきた。

北杜市議会としても新型コロナ感染症対策本部を立ち上げ、北杜市に対し提言を行ったところである。

東京都をはじめ主要都市部において感染者が拡大する状況になると、4月16日には、国が緊急事態宣言を全国に広げ、それ以降は、感染者増加による医療崩壊が心配され、外出や企業活動の自粛、学校では一斉休校の措置が延長されたことなどにより、日々の生活への不安が市民に広がってきている。

国はこれまで、感染の拡大防止や日本経済を落ち込ませないように緊急経済対策を講じ、4月末には補正予算案を可決してきた。

北杜市としても、国が進める「特別定額給付金」をはじめとする各種支援策について、早期実施に向けた準備に取り組み、加えて、市独自の施策を検討し、追加の支援策に取り組んできたところである。

こうした中、国においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努め、感染者が増大した場合にも対応できるよう医療提供体制の強化を図ると共に、一斉休校に伴い学力低下の防止等に取り組む地方自治体に対して財政措置を講じ、地域経済への影響を最小限に留めるため、全ての事業者が事業継続できるよう対策を実施し、生活基盤安定を目的とした特別定額給付金を着実に実施するため、市町村に対して財源となる補助金の支払いを早急に行う必要がある。

これらのことから、国においては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の着実な推進と共に、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 感染症拡大防止対策にあたっては、正確な情報の提供に努めると共に、感染防止に必要な物資の生産・供給体制を図り、特に医療機関や介護施設における防護服やマスクの必要数を確保すること。
1. 医療提供体制等については、感染者の更なる拡大による医療崩壊を防止するため、医療供給体制を確立すると共に、検査・医療体制を早急に構築し、緊急経済対策に沿って支援を強化すること。
1. 学校休校に伴い、児童生徒の学力低下の防止等を行う地方自治体に対し財政支援を行うと共に、「GIGAスクール構想」を強力に推進し、遠隔授業や在宅学習が可能となる環境を迅速に整備すると共に、十分な財政措置を講じること。
1. 経済対策については、地域経済への影響を最小限に留めるため、中小企業・小規模事業者、農林漁業者等が事業継続できるようにすること。

特に、北杜市においては、観光業は主たる産業であり、収入を見込んでいたゴールデンウィークに、全国的に外出の自粛が求められたことによる影響は大きなことから、事業継続が困難となっている事業者に対して徹底した資金繰り対策を講じ、自粛により休業している事業者等への補償については、全国均一に行うことが出来るよう財源措置を行うこと。

また、「持続化給付金」について迅速に給付を行うと共に、「特別定額給付金」についても、市町村に対して特別定額給付金の事業費及び事務費補助金を早急に支払うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年5月

山梨県北杜市議会議長 中嶋新

(提出先)

衆議院議長 大島理森殿

参議院議長 山東昭子殿

内閣総理大臣 安倍晋三殿
総務大臣 高市早苗殿
財務大臣 麻生太郎殿
文部科学大臣 萩生田光一殿
厚生労働大臣 加藤勝信殿
農林水産大臣 江藤 拓殿
経済産業大臣 梶山弘志殿
国土交通大臣 赤羽一嘉殿

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、発議第6号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、発議第6号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、本臨時会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第1回北杜市議会臨時会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午後 4時32分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	清水市三
議会書記	津金胤寛